内閣衆質一六九第一七五号

平成二十年三月二十一日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件についての外務

省の説明及び管理責任に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件についての

外務省の説明及び管理責任に関する再質問に対する答弁書

一及び八から十までについて

聞き取り調査の結果、 「潮の舞」 の所在に関する有力な情報が得られていないため、 断片的な情報をお

答えすることで無用な誤解を与えるおそれがあることからお答えを差し控えていることは、 先の答弁書

(平成二十年三月七日内閣衆質一六九第一二五号) 三及び四について等で繰り返し述べたとおりである。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関す

る再質問に対する答弁書 (平成十九年十二月十四日内閣衆質一六八第二九九号)一から六までについてで

述べたとおり、 調査がいまだ終了していないことから、 その結果について対外的な説明は行っておらず、

調査の終了時期について確たる見通しを述べることは困難である。

一から四までについて

外務省として引き続き調査を行っており、 「潮の舞」の所在が確認できなくなった経緯等が特定されて

いないため、御指摘の者に対する処分は行っていない。

五及び六について

本件に関連する文書は大臣官房において作成されている。

七について

在ウズベキスタン大使館から大臣官房に対し、随時、 経過報告が行われている。

十一から十五までについて

先の答弁書 (平成二十年三月七日内閣衆質一六九第一二五号)五について等で繰り返し述べたとおり、

御指摘の記事に事実に反する記述が含まれており、 報道機関から御指摘の四点の美術品を中心に事実関係

に関する照会が多くなされたことから、大臣官房において、 事実に反する記述の例示として掲載すること

を決定したものである。

また、 衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関す

る再質問に対する答弁書(平成十九年十二月十四日内閣衆質一六八第二九九号) 一から六までについてで

述べたとおり、調査がいまだ終了していないからである。